

山九株式会社 御中

## 反社会的勢力排除に関する誓約書

1. 当社は、自社、自社の株主・役員その他自社を実質的に所有し、もしくは支配するものが、過去、現在または将来のいつの時点においても、暴力団、暴力団構成員もしくはその関係者、不法収益・犯罪収益等に関連する犯罪行為者、または総会屋その他反社会的勢力（以下併せて「反社会的勢力」という。）ではなく、かつ貴社との信頼関係を破壊するに足る反社会的勢力との繋がりを有しないことを表明し保証します。
2. 当社が前項表明・保証に違反した場合、貴社から何らの通知または催告をすることなく直ちに契約等の全部または一部について、当然に期限の利益を喪失し、履行も停止、または解除されても異存ございません。
3. 前項に該当し貴社に損害が発生した場合、その賠償を請求されても異議の申立ては一切致しません。
4. 1項にかかわらず、当社が、貴社との契約の履行のために使用する仕入取引先が反社会的勢力に該当するものであると合理的に判断された場合には、一定の合理的期間を定めた上で、当該仕入取引先の変更をするものとします。当該期間内に当社が仕入取引先を変更しない場合には、契約を解除され貴社が被った損害の賠償を請求されても異議の申立ては一切致しません。

平成 年 月 日

住所：  
会社名：  
代表者名

附則：平成 22 年 10 月 28 日作成